



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

140	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課).....	1
141	管理理容師資格認定講習会の指定	(食品・生活衛生課).....	2
142	管理美容師資格認定講習会の指定	(").....	2
143	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
144	"	(").....	3
145	救急病院の認定	(医務課).....	3
146	"	(").....	4
147	"	(").....	4
148	"	(").....	4
149	"	(").....	4
150	"	(").....	4
151	"	(").....	5
152	"	(").....	5
153	"	(").....	5
154	"	(").....	5
155	"	(").....	5
156	"	(").....	6
157	"	(").....	6
158	"	(").....	6
159	"	(").....	6
160	救急診療所の認定	(").....	6
161	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	7
162	"	(").....	7
163	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	7
164	令和2年度和歌山県立図書館資料(図書)納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	8

○ 公安委員会告示

5	口頭により開示請求をすることができる個人情報	11
---	------------------------	-------	----

○ 公告

	入札公告	(教育委員会).....	11
--	------	--------------	----

○ 監査公表

	監査公表第4号	14
--	---------	-------	----

告 示

和歌山県告示第140号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要

届出区域を次のとおり指定する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 形質変更時要届出区域

和歌山県海南市船尾字中濱260番96の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第2項の基準	鉛及びその化合物

3 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第5項第12号に該当する。

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第141号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
- (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3番1号 双馬ビル4階401号室
- (3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

- 第1日 令和2年6月8日
- 第2日 令和2年6月15日
- 第3日 令和2年6月22日

(2) 会場

和歌山ビッグ愛
和歌山市手平二丁目1番2号（電話073-435-5200）

4 受講料 16,000円

和歌山県告示第142号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
 (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 (2) 所在地 大阪府中央区谷町一丁目3番1号 双馬ビル4階401号室
 (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
 (1) 日程
 第1日 令和2年6月8日
 第2日 令和2年6月15日
 第3日 令和2年6月22日
 (2) 会場
 和歌山ビッグ愛
 和歌山市手平二丁目1番2号（電話073-435-5200）
- 4 受講料 16,000円

和歌山県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201753	一般社団法人ぼくらの家	ホームヘルパーつくし	和歌山県田辺市新万1086-27 2階	訪問介護	令和2.2.1	令和8.1.31

和歌山県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201761	株式会社クローバー・ケアメディカル	プラント	和歌山県田辺市あけぼの45-1 メゾネットファイブ1F	通所介護	令和2.2.1	令和8.1.31

和歌山県告示第145号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 和歌山生協病院

- 2 所在地 和歌山市有本143-1
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第146号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 日本赤十字社和歌山医療センター
- 2 所在地 和歌山市小松原通四丁目20番地
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第147号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人青松会河西田村病院
- 2 所在地 和歌山市島橋東ノ丁1番11号
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第148号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人裕紫会中谷病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神123-1
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第149号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神505-4
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第150号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 中江病院
- 2 所在地 和歌山市船所30-1
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第151号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 橋本病院
- 2 所在地 和歌山市堀止南ノ丁4番31号
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第152号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 伏虎リハビリテーション病院
- 2 所在地 和歌山市屋形町一丁目11番地
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第153号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 石本病院
- 2 所在地 海南市船尾365番地
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第154号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 整形外科北裏病院
- 2 所在地 御坊市湯川町小松原454
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第155号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

- 1 名称 北出病院
- 2 所在地 御坊市湯川町財部728-4
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第156号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人研医会田辺中央病院
- 2 所在地 田辺市南新町147
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第157号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 国保野上厚生総合病院
- 2 所在地 海草郡紀美野町小畑198番地
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第158号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 西岡病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島278-1
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第159号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 国保すさみ病院
- 2 所在地 西牟婁郡すさみ町周参見2380番地
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第160号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 辻整形外科
- 2 所在地 海南市築地1番地の50
- 3 有効期限 令和5年1月31日

和歌山県告示第161号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第162号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

小森2 (I-1176)、菅野 (II-4634)、丹生ノ川加庄口1 (II-4641)、丹生ノ川友 (II-4653)、丹生ノ川東平 (II-4659)、東平 (II-4662)、丹生ノ川五味 (II-4665)、丹生ノ川加財1 (II-4670)、丹生ノ川加財2 (II-4671)、丹生ノ川森 (II-4675)、丹生ノ川小森2 (II-4678)、丹生ノ川峰1 (II-4680)、丹生ノ川串2 (II-4681)、丹生ノ川小森3 (II-4683)、丹生ノ川峰2 (II-4684)、三ツ又龍頭1 (II-4603)、三ツ又湯野々口1 (II-4622)、三ツ又湯野々口2 (II-4623)、三ツ又湯野々口3 (II-4628)、三ツ又湯野々口4 (II-4629)、湯野々口 (II-4630)、三ツ又湯野々口5 (II-4631)、三ツ又湯野々口6 (II-4632)、三ツ又古溝1 (II-4642)、三ツ又古溝3 (II-4644)、三ツ又古溝5 (II-4646)、三ツ又古溝4 (II-4649)、三ツ又古溝6 (II-4650)、小又川口 (I-1114)、津越2 (I-1115)、小又川小又川口 (I-4016)、小又川寺垣内1 (I-4018)、小又川寺垣内2 (I-4019)、小又川上瀬1 (II-4568)、小又川上瀬2 (II-4569)、小又川五味垣内 (II-4570)、小又川下浦1 (II-4571)、小又川下浦2 (II-4572)、小又川下浦3 (II-4574)、丹生ノ川 (1) (II-61077)、丹生ノ川 (2) (II-61078)、丹生ノ川 (3) (II-61079)、丹生ノ川 (4) (II-61080)、小又川 (1) (II-61082)、小又川 (4) (II-61085)、小又川 (5) (II-61086)、丹生ノ川 (5) (II-61081)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

日向 (31)、西谷 (32)、北郡下地 (33)、上芳養3 (499)、伏拝 (97)、山在 (73)、川湯 (455)、奥江原 (564)、皆の川 (590)、丹生ノ川串3 (II-4726)、小又川 (3) (II-61084)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第164号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、

令和2年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和2年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

(2) 契約期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、令和2年2月4日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

- (2) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「図書」に登録されている者については、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、キ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、令和2年2月4日（火）から同年3月3日（火）までの月曜日及び2月25日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和2年2月26日（水）までの月曜日及び2月25日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和2年2月6日（木）午後2時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年2月4日（火）から同年3月3日（火）までの月曜日及び2月25日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和2年3月19日（木）までに郵送により送付する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）及び月曜日を除く。）以内の日の午前9時から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（県の休日及び月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第5号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

令和2年2月4日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
令和元年度和歌山県警察会計年度任用職員採用試験	令和元年度和歌山県警察会計年度任用職員採用試験における種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに総合得点及び総合順位	令和2年2月7日（金）午後3時から同年3月9日（月）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に限る。）	和歌山県警察本部

公 告

入札公告

令和2年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書（図書）及び令和2年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札説明書（以下「仕様書及び入札説明書」という。）による。

(4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

(5) 納入期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第164号に規定する和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館総務課
 - (2) 期間
令和2年2月4日（火）から同年3月3日（火）までの月曜日及び2月25日（火）を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問するものとし、その後は令和2年2月26日（水）までの月曜日及び2月25日（火）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- 入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。
- (1) 場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
 - (2) 日時
令和2年2月6日（木）午後2時30分
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館1階 総務課会議室
 - イ 入札日時
令和2年3月24日（火）午後2時30分
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和2年3月24日（火）午後2時までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法
- 入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額

の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、令和2年2月和歌山県議会定例会において、令和2年度和歌山県当初予算案が議

決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set

(2) Date and time for tender :

2:30 P.M. Tuesday 24 March 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 2:00 P.M. Tuesday 24 March 2020)

(3) Contact point for the notice :

Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan

TEL 073-436-9520

FAX 073-436-9511

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

令和元年9月24日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月4日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 総務部

(1) 人事課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿について、4月1日及び四半期ごとの現物確認を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 当該備品は既に廃棄されていたが、不用決定及び廃棄の処理が遅れていた。今後は同通知の記載のとおり処理を行い、物品管理を適正に行うよう、関係職員に対して周知徹底した。</p> <p>イ 切手の管理について、再発防止策として使用簿に記載例を掲載するとともに、適正に処理するよう、関係職員に対して周知徹底した。</p>

(2) 税務課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 県税収入の確保について 県税の収入率は、98.5%と前年度末に比し0.2ポイント上昇し、平成30年度末の収入未済額も約13億8,441万円と約1億4,194万円圧縮するなど、県税収入確保対策本部の取組の成果が出ている。 一方、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約59.6%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 県税収入及び税負担の公平の確保のため設置している和歌山県県税収入確保対策本部において、引き続き、令和元年度収入未済額を前年度の収入未済額から不納欠損額を除いた額以下にすることを組織の徴収目標として、計画的・効果的な滞納整理に取り組んでいる。 個人県民税については、県税事務所職員の市町村への併任派遣、地方税法第48条の規定に基づく個人県民税の直接徴収、和歌山地方税回収機構に</p>

後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、市町村の徴収課題に応じた滞納整理事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

よる支援など市町村との連携強化を図り、滞納縮減に努めている。

また、市町村と合同で滞納整理強化月間を設定して滞納整理の共同事業を実施するとともに、県税事務所が中心となって滞納整理の早期着手等の取組支援など市町村の徴収課題に応じた支援を実施している。

延滞金等についても、本税と同様に債権管理を徹底し、滞納整理を進める等、適正に収入確保に取り組んでいる。

(3) 市町村課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 当該備品は既に廃棄されていたが、不用決定及び廃棄の処理が遅れていた。 今後は同通知の記載のとおり処理を行い、物品管理を適正に行うよう、関係職員に対して周知徹底した。</p>

(4) 危機管理・消防課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認印を押印していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 自動車等使用台帳の押印漏れについては、今後適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項</p> <p>ア コスモパーク加太の未利用地（880,425㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>検討事項</p> <p>ア コスモパーク加太の利活用については、企業誘致用地、公共施設用地及び防災対策用地としての利活用に取り組んでいる。 企業誘致については、平成30年度に80社と接触し、現地案内や協議を行った。 今後も引き続き商工観光労働部と連携しながら、積極的に企業誘致に取り組んでいく。 企業用地としては、平成29年度までに2件（約1.3ha）を売却している。平成30年度には1件（約2ha）の売買契約を締結し、令和元年8月に引き渡した。そのほか、令和元年度に工場用地として3件（約3.7ha、約1.1ha、約2.4ha）の売買契約を締結し、引き渡しに向けインフラ整備工事等を進めているところである。 公共施設用地については、平成26年度に県消防学校用地（約4.6ha）を確保し、平成29年3月に竣工した。</p>

<p>イ 旧南紀白浜空港跡地（365,407㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>また、防災対策用地としては、広域防災拠点に選定されていることから、県消防学校の整備と相まって、利活用を進めていく。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地について、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約はあるが、観光産業との相乗効果が図られ、集客力が高く雇用の生まれる施設を目標に、企業誘致の可能性等を白浜町及び関係機関と検討している。</p> <p>なお、広域防災拠点である当該地において、各種災害訓練を実施し、活用した。</p>
--	---

(2) 国際課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、相違が確認された備品については、事務処理を完了しており、引き続き和歌山県物品管理等事務規程に基づく適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 情報政策課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅費計算書において、宿泊料調整の誤りにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 過支給分を職員に返納させた上、宿泊料調整に該当する旅行命令簿の記載について、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、今後適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(4) 人権政策課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 公益財団法人和歌山県人権啓発センターに無償貸与している物品において、正規の手続を経ずに廃棄されている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 公益財団法人和歌山県人権啓発センターが県に無断で廃棄した物品について、顛末書を徴し、和歌山県物品管理等事務規程に基づき事務処理を行った。</p> <p>県が無償貸与している物品について、今後は適正に管理と事務処理を行うよう、公益財団法人和歌山県人権啓発センターを指導した。</p>

3 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ ETCカード使用承認・使用管理簿において、返却の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 旅費の不足分については追給処理を行い、今後このようなことのないよう、所属職員に周知徹底するとともに、命令権者においても、十分注意を払って確認していくこととした。</p> <p>イ ETCカード取扱いマニュアルに基づき適正に処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(2) 循環型社会推進課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成30年度末で約11億1,272万円であり、前年度末に比し約18万円減少している。</p> <p>今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 債務者の資力が乏しいため、少額の分納により回収を行っているところである。</p> <p>引き続き、債務者の能力に応じた納付指導を行い、適正な債権管理を行っていく。</p>

(3) 環境管理課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 自動車騒音常時監視（面的評価）業務委託契約により委託先は無償貸与した県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 県有物品の貸付けについて、和歌山県物品管理等事務規程第20条に基づく適正な貸付手続を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知に基づき、適正な物品管理及び保管を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(4) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 補助金の額の確定において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品において、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていない事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 当該補助金は間接補助金であることから、間接補助事業者としての市町村は、当該年度内に間接補助金の交付を完了しなければならないが、その確認が不十分であったため、間接補助事業者としての市町村が間接補助金の交付を完了したことを確実に確認できるよう、今年度より実績報告書の様式を改正した。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を徹底するとともに、協定書で示す備品と実際に貸与している備品が一致するよう、変更協定書を締結した。</p>

4 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約6,384万円であり、前年度に比し、約1,328万円増加している。</p> <p>今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金及び徴収金については、収入申告義務の周知、収入申告書の確実な徴取並びに訪問調査及び課税調査等の徹底を図ることで、生活保護費返還金等発生の未然防止に努めている。</p> <p>また、未収金の償還については、生活状況が厳しく滞納となりがちな未納者が多いため、生活状況に応じて、履行期限の延長を行い分割納付を認め、納付を継続させる等、引き続き適切かつ粘り強く指導を行う。</p>

<p>イ 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 平成31年4月分の前渡資金受払計算書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>イ 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日出第1号）に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	---

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 教育支援体制整備事業費交付金（平成30年度分）に関する国への実績報告について、決裁権者を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約2,662万円であり、前年度末に比し、約389万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成30年度末で約2,827万円であり、前年度末に比し約137万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成30年度末で約1,380万円であり、前年度末に比し、約11万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止のために、町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 教育支援体制整備事業費交付金に関する国への実績報告の決裁については、事務決裁規程に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、新規未収金の発生防止のため、入所時に扶養義務者に対して、当該費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替の推奨、分納など家庭の状況に対応した納付指導を徹底して行っている。 また、発生した未収金については、文書や電話等による催告に加えて、児童相談所の職員による未納者宅等への訪問を実施するとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、納付誓約書を徴し、分納指導を行うなど、未納者の実情に合わせた方法で債権回収に努めている。 なお、支払う能力があるにもかかわらず、支払に応じない未納者については、差押えを行っている。</p> <p>ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、新規未収金の発生を防止するため、申請者に対する制度の詳細な説明や確実な償還計画の策定の指導などを行っている。 また、発生した未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の職員などが、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するほか、未納者の現状の把握に努め、一括納入が困難な場合は、納付誓約書を徴し、分納償還を行うなど、未収金の償還指導に努めている。 なお、支払う能力があるにもかかわらず、支払に応じない未納者については、支払督促を裁判所へ申し立てることを予告し、事前の債務返済を促している。</p> <p>エ 児童扶養手当返還金の未収金については、新規未収金の発生防止のため、新規申請や現況届の際に、資格喪失等の届出を怠ると返還金が生じる可能性がある旨、本人に対する説明を徹底している。 また、発生した未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員等が夜間及び休日においても未納者宅を訪問するほか、未納者の現状の把握に努め、一括納入が困難な場合は、納付誓約書を徴し、分納償還を行うなど、未収金の償還指導に努めている。 なお、支払う能力があるにもかかわらず、支払に応じない未納者については、支払督促を裁判所へ申し立てることを予告し、事前の債務返済を促している。</p>

オ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

オ 備品の管理については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、定期的に物品管理簿における現在高と現物との照合を行い、適正な物品管理に取り組んでいく。

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 今後、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、定期的に物品管理簿における現在高と現物との照合を行い、適正な物品管理に取り組んでいく。</p>

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約498万円であり、前年度末に比し約5万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約22万円であり、前年度末に比し約2万円減少している。 また、同負担金に係る延滞金の未収金については、平成30年度末で4,000円であり、前年度末に比し18,000円減少している。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成30年度末で約132万円であり、前年度末に比し2万円減少している。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業補助金等返還金の未収金については、平成30年度末で約60万円であり、前年度末に比し1万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。</p> <p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成30年度末で約11万円であり、前年度末に比し4,500円減少している。 今後も新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>カ ETCカード使用承認・使用管理簿において、決裁</p>	<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、未納者への定期的な電話督促や戸別訪問等を実施し、回収を行うとともに、未納者の現状の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。 また、新規未収金の発生防止のため、入所措置時に負担金制度の説明や口座振替の奨励、分納など家庭の状況に応じた納付指導を徹底している。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、未納者への定期的な電話督促や戸別訪問等を実施し、回収を行うとともに、未納者の現状把握に努め、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、未納者への定期的な電話督促や戸別訪問等を実施し、回収を行うとともに、未納者の現状把握に努め、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、文書や電話等による催告により回収を行うとともに、一括納入が困難な場合は分割納入指導を行うなど、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、未納者への電話督促や戸別訪問等を実施し、未納者の現状の把握を行い、適切な債権管理に努めている。</p> <p>カ 適切な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底</p>

<p>がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 ア 旧六星寮の跡地について、総務部及び県土整備部と連携の上、早期に処分を進められたい。</p>	<p>した。</p> <p>検討事項 ア 旧六星寮跡地については、8月末で排水対策工事を終了し、現在は、早期の処分に向け、関係機関と協議を行い、跡地売却に向けた諸手続を進めているところである。</p>
--	--

(5) 医務課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 今後、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、定期的に物品管理簿における現在高と現物との照合を行い、適正な物品管理に取り組んでいく。</p>

(6) 国民健康保険課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 繰出金の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 繰出金の支出負担行為については、事務決裁規程に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(7) 薬務課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 抗インフルエンザウイルス薬の保管管理に関する委託業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。 イ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 今後、契約保証金の納付が必要な契約については、入金を確認した上で、契約を締結するよう、関係職員に徹底した。 イ 今後、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、定期的に物品管理簿における現在高と現物との照合を行い、適正な物品管理に取り組んでいく。</p>

5 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 中小企業振興資金貸付金の償還金の未収金（元金）については、平成30年度末で約80億3,625万円であり、前年度末に比し約2億2,673万円減少している。 今後も、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。</p>	<p>注意事項 ア 現在操業中で分割納入している延滞先については、過去3年間の決算書の分析を通して経営状況や剰余金の有無を把握し、償還額増額の指導を行うとともに、償還意識の更なる向上を促すために債務承認書等を提出させている。 事業継続や再生が困難な延滞先については、進退を検討させ、担保資産の任意売却等の指導を行っている。 倒産又は廃業状態にある延滞先については、担</p>

	<p>保資産の競売等による債権回収を行うとともに、連帯保証人等（相続人を含む。）に対し、生活状況及び資産調査を行った上で償還指導する一方、償還に誠意が見られない連帯保証人等には強制執行を行っている。</p> <p>こうした取組により、収入未済額の縮減を図っている。</p>
--	--

(2) 労働政策課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア すべての備品について照合を行った結果、過去に廃棄していたが事務処理がなされていないものがあったため、速やかに物品不用調書及び物品処分調書を作成し、是正したところである。</p> <p>今後は、適正な物品管理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 企業振興課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金及び和歌山県地域産業技術改善費補助金の返還金について、平成30年度末の未償還額は約1,162万円であり、前年度末と同額である。</p> <p>今後も、未納者の現状を十分把握し、引き続き適切な債権管理に努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 当債権については、該当企業2社（A社、B社）について、研究開発した機械が他に売却されていたり、機械の改造が行われていなかった等の理由で、補助目的が達成されていないとの会計検査院の指摘を受け、補助金の交付決定の取消し及び全額返還命令を行ったことにより発生したものである。</p> <p>A社については、改めて財産調査を行ったところ、保有財産がなく、他の債権者も回収を断念していることから、県としても回収の可能性がないと判断し、議決を得て権利放棄の処理を進めている。</p> <p>また、B社については、引き続き返還を指導するとともに、継続的な訪問等により会社の経営状況を含め幅広く情報収集し、債権回収の見込みが全くない、又は相手方が誠実に対応しないなどといった場合は、保有財産の調査を行い、必要に応じて法的措置も検討していく。</p>

(4) 観光振興課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿について、4月1日及び四半期ごとの現物確認を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、4月1日及び四半期ごとの現物確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 農林水産部

(1) 農林水産総務課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(2) 農業試験場

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(3) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 生産品受入調書及び生産品処分調書において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 (ア) 生産品受入調書及び生産品処分調書の執行に係る決裁がなされていない。なかった。 (イ) 生産品処分調書の出納員の物品出納に係る決裁がなされていない。なかった。 イ 支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、出納機関への合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(4) 果樹試験場

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(5) 畜産試験場養鶏研究所

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(6) 林業試験場

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 備品については、平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知に基づき、引き続き早急に物品の現物確認を行い、備品の現在高と現物との照合を終了した。</p>

(7) 食品流通課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(8) 農業農村整備課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、旅費が過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 収入調定において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、過支給となっていた旅費については、返還手続を行い、返還を完了した。また、今後は適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(9) 経営支援課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で元金の未収金は発生していないが、違約金の未収額が約113万円となっており、前年度末に比し66万円減少している。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、今後とも引き続き、債権管理マニュアルに基づき、和歌山県信用農業協同組合連合会や関係JA及び振興局と連携して、未納者に対し分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p>

(10) 林業振興課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、関係機関と連携を図りながら回収に努められているが、平成30年度末の未収金は約1,411万円であり、前年度末に比し約95万円減少している。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、今後とも引き続き、未納者に対し分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(11) 水産振興課

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成30年度末で過年度分が約478万円減少したが、それに伴い違約金約511万円を確定したため、合計金額では前年度末に比し約33万円増加し、約1,084万円となっている。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 栽培漁業センターの管理運営委託業者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、今後とも引き続き、未納者及びその連帯保証人に対し、弁護士相談などを行いながら債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用の未収金については、平成30年度末で約16万円であり、前年度末に比し、6万円減少している。</p> <p>今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 交通事故に伴う損害賠償請求の未収金については、平成30年度末で約16万円であり、前年度末に比し、約9万円減少している。</p> <p>今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 納入義務者に対し納付指導を行い、平成30年10月から毎月10,000円を回収し、令和元年10月末までに計130,000円を回収した。残り85,000円については、引き続き海草振興局建設部と連携し、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>イ 現在、債務者は生活保護を受給中であり、法的措置による回収は困難な状況にある。</p> <p>債務者には分割納付を指導しており、令和元年11月5日時点で、150,360円を回収した。</p> <p>残122,000円については、引き続き東牟婁振興局新宮建設部と連携し、状況を把握しつつ、適切な債権管理に努めていく。</p>

(2) 道路保全課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項</p> <p>ア 廃道敷地については、平成30年度末で8件が未処理となっている。</p> <p>今後も、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p>	<p>検討事項</p> <p>ア 未処理の廃道敷地については、公図混乱の問題、あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い、早期の処理に努めていく。</p>

(3) 道路建設課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項</p> <p>ア 道路整備事業の残地について、一部で処理が行われているが、引き続き案件ごとの処理方針を検討されたい。</p> <p>また、事業休止中のため未利用となっている土地について、今後も適切な管理に努められたい。</p>	<p>検討事項</p> <p>ア 道路整備事業に伴う残地については、計画や地形の形状変更等により道路用地として不要と判断された場合には、関係者の意見を聴取した上で、売払いの手続を行っている。</p> <p>引き続き道路としての利用計画の有無を確定した上で、案件ごとの処理方針を決定していく。</p> <p>また、事業休止中のために現状で未利用となっている土地については、事業が再開されるまでの間、適切な管理を行っていく。</p>

(4) 河川課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 契約解除による違約金の未収金については、平成30年度末で約31万円であり、前年度末と同額である。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 河川敷地の不法占用については、平成30年度末で6件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。 また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p> <p>ウ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。 また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年度末の未収入額は、違約金305,316円である。 債務者側とは交渉を継続しているところである。 今後も、関係機関と連携し、債権回収に努めていく。</p> <p>イ 河川敷地の不法占用については、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、今後も引き続き指導や河川敷の売払い等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。 また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。</p> <p>ウ 不法占用となっている土地については、隣地との境界が明確でない等の理由により解決に時間を要しているが、違法行為であることを認識させるとともに、境界の立会いや売払いの手続を進めるなど、早期に違法状態を解消するよう努める。 また、定期的な巡視や、必要に応じてバリケード等を設置するなど不法占用の防止に努めていく。 なお、財産処分(売払い等)が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていく。</p>

(5) 砂防課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 契約解除による違約金の未収金については、平成30年度末で約29万円であり、前年度末と同額である。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 地すべり基礎調査業務において、設計変更の対象となる調査箇所への追加の指示を、決裁を受けずにしている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 契約解除による違約金の未収金については、未納者の状況確認を行うとともに、電話や訪問等による交渉を継続しているところである。 今後も、関係機関との連携を密にしながら、債権回収に努めていく。</p> <p>イ 現物確認できなかった備品については、実態と合うよう、適切に事務処理を行った。 今後、このようなことのないよう、適正な備品管理に努める。</p> <p>ウ 今後、このようなことのないよう、適正な事務処理に努める。</p>

(6) 都市政策課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土地区画整理事業の貸付金の返還金の未収金については、平成30年度末で約8,852万円であり、前年度末と同額である。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 主債務者である区画整理組合の唯一の資産であった保留地は、平成19年に競売により売却され、その売却金の一部は平成20年の特定調停に基づき、</p>

<p>今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 景観支障建築物等の除去措置に係る行政代執行費用の未収金については、平成30年度末で約193万円であり、前年度末と同額である。 今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>エ 公の施設の指定管理者に無償貸与している重要物品において、正規の手続を経ずに廃棄されている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>県に分配されている。</p> <p>連帯保証人2名のうち1名は個人であり、この個人は死亡したため、家庭裁判所に法定相続人の相続放棄の状況を確認したところ、全員が相続放棄の手続を行っていた。また、もう1名の連帯保証人は法人であるが、今後も、引き続き返済を催告し、未収金の回収に努める。</p> <p>イ 滞納者と面談を行い、納付を促すも債権回収に至らなかった。今後も、引き続き返済を催告する等、未収金の回収に努める。</p> <p>ウ 指定管理者に無償貸与している備品の貸付手続については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>エ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、重要物品の廃棄手続を行った。今後は、適正な事務処理を行うよう、指定管理者及び関係職員に周知徹底した。</p>
---	---

(7) 建築住宅課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の家賃等の未収金について、平成30年度末の収入未済額は約1億1,128万円であり、前年度末に比し約66万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成30年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度末と同額である。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の未収金について、県住宅供給公社管轄地域では、公社、委託管理人及び県の三者により、月に一度、滞納整理会議を開催し、県直轄地域では、委託管理人と振興局の担当者が日々情報を共有するとともに、戸別訪問による督促・徴収・保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組んでいる。 滞納者に対しては早期段階から納付指導・催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、明渡訴訟を含めた法的措置を取り、また、退去滞納者には、平成30年度から未収金の回収を外部委託することにより、収納実績の向上を図っている。</p> <p>イ 本損害賠償金については、住宅の契約解除後も退去しない者に係る未収金であるが、住宅の明渡しは終了している。 引き続き、文書指導等により納付指導・催告を行っていく。</p> <p>ウ 外出承認で処理したために支給されなかった旅費については、追給処理を行うとともに、今後は適切な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>エ 照合の結果、過去に廃棄処理したが事務処理がなされていなかった物品については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、不用及び廃棄の決定を行った。 今後は、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>

(8) 公共建築課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 現物確認できない備品については平成30年度中に適正に処理を行った。 今後は、適正な物品管理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
--	---

(9) 港湾空港振興課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 港湾施設使用料等の未収金について、平成30年度末で約1,919万円であり、前年度末に比し約140万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 公の施設の指定管理者に無償貸与している具有備品において、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 港湾施設使用料等の未収金、約1,919万円については、未納者21名、件数34件である。この未収金のうち、約90%に当たる約1,730万円は、100万円を超える未納者4名(17件)によるものであり、平成30年度が2名(4件)、過年度が2名(13件)となっている。 平成30年度の未収金の内訳は、未納者2名(4件)、計約615万円であり、未納者2名それぞれに行政代執行を実施し、その費用を請求したが、経済的な理由(経営破綻や生活困難)により、未収金となっている。今後も、引き続き協議を行う。 過年度の未納者のうち1名(4件)に係る未収金約356万円については、平成30年度に未納の賃料と違約金を契約保証金から充当するも、保証金を超えた金額が未収金となった。このため、相手方に対しては、裁判による土地明渡しと併せ納付を求め、勝訴判決を得たが、経営破綻に伴う資金難のため、納付されていない状態である。 また、過年度のもう一人の未納者1名(9件)に係る未収金約751万円については、未納者が生活苦であることから、平成23年度に滞納処分執行停止を行っており、平成26年度に民事訴訟で確定した債権は、私債権であることを確認した。その後、処理区分の見直しを行い、滞納処分の執行停止を解除し、未納者に債権延長の協議を求めた。しかしながら、その協議に、相手が応じていない状態が現在まで続いている。今後も、引き続き協議を行う。 残りの未収金約197万円(17名、17件)については、納付催告や金融機関における臨場差押え等を行い、鋭意回収を行っているところである。 今後とも、関係機関と連携を密にし、未納者に対して、納付期限の厳守を呼び掛けるだけでなく、差押えや催促等により債権回収に取り組む。 イ 和歌山県物品管理等事務規程第20条の規定に基づき、物品の貸付手続を適正に行った。</p>

(10) 南紀白浜空港管理事務所

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 土木使用料(空港用地)において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 債務者の死亡により相続人等新債務者の特定ができていない。債務者を特定した後は、債権回収マニュアル等に基づき適正に処理する。</p>

8 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 令和元年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成30年度末の収入未済額は約239万円であり、前年度末に比し約13万円減少している。</p> <p>今後も、収入未済金の徴収に努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 収入未済金について、引き続き債務者に強く働きかけを行い、徴収に努める。</p>

9 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 駐車場整備工事について、設計変更の対象となる施工数量の変更の指示を、決裁を受けずに行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、必要事項が記入された変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 工事設計の施工数量変更時に適正な事務処理を行うよう、対応していく。</p> <p>イ 建設工事請負変更契約時に工事内容を再確認するよう、適正に対応していく。</p>

(2) 給与福利課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成30年度末で約1,259万円が収入未済となっており、前年度末に比し39,000円減少している。</p> <p>引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 諸収入（雑入）において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後とも債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、進行管理に留意し、適切な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 督促等の事務手続に遺漏のないよう、収納状況確認の徹底を図った。</p> <p>今後とも収納状況の確認を徹底し、適正な債権管理を行っていく。</p>

(3) 生涯学習課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、平成30年度末で約7億2,498万円であり、前年度末に比し約9,909万円減少している。</p> <p>償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納の未然防止のため返還免除者等に対する返還再開通知の送付を行っている。</p> <p>また、本課において個別の返還相談に応じるとともに、関係市町でも返還相談に対応できるよう貸与台帳を配布し、収納率の向上に努めている。</p> <p>さらに、平成28年度から新たに訪問指導専従員（常勤職員3名＋非常勤職員1名）を配置し、戸別訪問を実施することにより、未納者の状況を把握し、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を行</p>

<p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、平成30年度末で約9,046万円であり、前年度末に比し約472万円増加している。 今後、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 進学助成金の貸与において、入学予定者から和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）で定める書類の提出を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>っている。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、現年分の滞納者となる初期の滞納者を中心に、本人及び連帯保証人へ文書及び電話による催告を実施する。 また、滞納回数が6回以上の滞納者については、昨年度に引き続き、民間債権回収会社（サービサー）へ債権回収業務を委託する。 このうち奨学金の滞納額が50万円以上、進学助成金の滞納額が40万円以上の滞納者については、令和元年度から委託先を弁護士法人に変更し、法的措置を見据えた債権回収を委託することとした。 それでも回収が困難な滞納者については、法的措置（支払督促）を講じる。</p> <p>ウ 未提出の者に対し提出を指導するとともに、今後同様の事態を生じさせないため、各工程のチェックリストの作成と複数人での確認を実施することとした。</p>
--	--

(4) スポーツ課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品については、和歌山県物品管理等事務規程第20条の規定に基づき、物品の貸付手続を適正に行った。</p>

(5) 文化遺産課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物とを照合し、適切な処理を行った。 今後このようなことのないよう、物品の適正な管理に努めていく。</p>

(6) 県立学校教育課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅行命令簿において、命令権者が復命を確認していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 今後、課内のチェック体制を強化していくとともに、命令権者による復命の確認を適切に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(7) 義務教育課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア プログラミング教育指導用資料等作成業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 契約保証金の納付時期について、事務処理に遺漏のないよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(8) 学校人事課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、決裁欄に当日不在の職員の個人印が押印されている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 決裁日など旅行命令簿の記載について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物とを照合し、適切な処理を行った。 今後このようなことのないよう、物品の適正な管理に努めていく。</p>

(9) 健康体育課

監査実施年月日 令和元年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 補助金の額の確定において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 災害共済給付に係る交付金の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 実績報告受理時における審査について、添付書類の確認を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 決裁権者の誤りについて、支出負担行為起案時に決裁権者を確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

10 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 令和元年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 放置違反金の平成30年度末における未収金は約359万円であり、前年度末に比し約145万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 損害賠償金の支払を伴う公用車による事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 未収金が減少となった平成30年度と同様に、電話、戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。</p> <p>イ 令和元年度から、教養課に自動車安全運転指導係を設置して、これまで以上に、職員に対して交通事故防止に関する具体的な指示、教養及び運転訓練を実施するなど、より一層、公用車の適正な管理に努めている。</p>